

改正

平成27年6月19日告示第173号

平成27年12月16日告示第344号

平成29年3月8日告示第57号

木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命及び財産を守るとともに、震災に強いまちづくりの推進及び木造住宅の質の向上に寄与するため、木造住宅の耐震改修工事及びリフォーム工事に要する費用を負担する者に、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則（平成18年木更津市規則第31号。以下「助成規則」という。）によるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 木造住宅で、助成規則第8条の規定により実施した耐震診断の結果、現状の評点が1.0未満のものをいう。
- (2) 耐震改修工事 木造住宅の耐震性能の向上を図る建築工事をいう。
- (3) 除却工事 木造住宅の全てを解体し除却する工事をいう。
- (4) リフォーム工事 木造住宅の質の向上を図る増築工事、改築工事等及び別表に定める工事をいう。
- (5) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第7項に規定する工事監理をいう。
- (6) 耐震改修事業 補助対象住宅を、助成規則第8条の規定により実施した耐震診断において作成された耐震改修計画に基づき、その評点を1.0以上にする耐震改修工事又は補助対象住宅の除却工事をいう。
- (7) リフォーム事業 耐震改修事業と併せて行うリフォーム工事をいう。

(補助対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震改修事業及びリフォーム事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 指定診断士による工事監理が行われること。
 - (2) 市内に本店、支店、営業所等を開設している者又は補助対象住宅を建設した者が施工すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、除却工事に係る耐震改修事業への前項の規定の適用にあつては、同項中「次に掲げる要件を満たすもの」とあるのは、「市内に本店、支店、営業所等を開設している者が施工するもの」と読み替えるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行う者で、市税を完納している者とする。

(事業の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申込者」という。）は、第7条に規定する申請をする前に、木更津市木造住宅耐震改修事業等申込書（別記第1号様式）を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、補助対象事業を決定したときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、事業の申込みが予算の範囲を超えるときは、抽選により補助対象事業の決定をするものとする。

(事業の取りやめ)

第5条 申込者が前条第2項に規定する決定の通知を受け第7条に規定する申請をする前に、補助対象事業の全部又は一部の実施を取りやめようとする場合は、木更津市木造住宅耐震改修事業等全部（一部）取りやめ届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届けを受けたときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等全部（一部）取りやめ届受付通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

(補助金の対象経費及び交付額)

第6条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震改修事業費 耐震改修工事及び耐震改修工事に係る工事監理に要する費用又は除却工事に要する費用
 - (2) リフォーム事業費 リフォーム工事に要する費用
- 2 補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修事業費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。ただし、40万円（昭和56年6月1日以後に工事に着手して新築し、増築し、改築し、又は移転された補助対

象住宅は20万円。)を限度とし、除却工事の場合は当該限度額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。

(2) リフォーム事業費に10分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とする。ただし、30万円を限度とする。

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

3 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項第3号に規定する額を差し引いて、同項第1号及び第2号の額を交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の通知を受け補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付申請書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事に係る耐震改修事業については、第2号及び第5号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 耐震改修工事又は除却工事前の耐震診断総合評価表

(2) 耐震改修工事補強計画の耐震診断総合評価表

(3) 補助対象事業に係る図面

(4) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書の写し

(5) 耐震改修工事の工事監理に要する費用の見積書の写し

(6) 耐震改修等に関する勧告書の写し

(7) 市税完納証明書

(8) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金を交付すると決定したときは木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付額その他必要な事項を、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定したときは木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等不交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金の交付をしないと決定した者に、その理由を付して通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請に係る事項に、修正を加えて補助金の交付の決定をしたときは、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等修正交付決定通知書(別記第8号様式)により、補助事

業者にその修正の理由を付して通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等変更申請書（別記第9号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更により、補助金の額を増額する申請をすることはできない。

2 市長は、補助金の交付の決定の通知をした補助対象事業の内容の変更について、承認するときは木更津市木造住宅耐震改修事業等変更承認通知書（別記第10号様式）により、承認しないときは木更津市木造住宅耐震改修事業等変更不承認通知書（別記第11号様式）にその理由を付して、補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第10条 補助事業者は、交付の決定の通知を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等中止届（別記第12号様式）を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその翌日）のいずれか早い日までに、木更津市木造住宅耐震改修事業等実績報告書（別記第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事に係る耐震改修事業については、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 補助対象事業に係る写真
- (2) 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事の監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付額確定通知書（別記第14号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者が、補助対象事業が完了し補助金の交付を受けようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付請求書（別記第15号様式）を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条の規定による中止届を提出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 対象経費以外に補助金を使用したとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等返還請求通知書（別記第16号様式）により、補助事業者に対し通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(木更津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 木更津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成20年木更津市告示第82号）
- (2) 木更津市木造住宅リフォーム事業補助金交付要綱（平成24年木更津市告示第85号）

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項各号に掲げる要綱の規定によってなされた補助金の交付の決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成27年6月19日告示第173号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年12月16日告示第344号）

この告示は、平成28年4月1日より施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年3月8日告示第57号）

この告示は、平成29年4月1日より施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条第1項第4号）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築 工事	屋根	全体の葺替え、塗装工事等	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (3) 外構工事等 (4) 国等の補助金を受けるもの
	外壁、軒裏、水切り等	全体の張替え、塗装工事等	
	外部建具	外壁改修に伴う既設取替え又は新設工事	
	床、壁、天井等	当該室におけるそれぞれの部位全体の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事 (3) その他市長が認めるもの	
機械 設備 工事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (3) 屋外埋設管及び外流し等外部に設置するもの (4) 下水道への接続工事 (5) 国等の補助金を受けるもの
		(2) 老朽化等による既設配管の全体の取替え工事	
		(3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配管工事	
	機器	(1) 耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化、バリアフリー化又は機能向上のため便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設工事 (3) 浄化槽の取替え又は新設工事	
その他	その他市長が認めるもの		
電気 設備 工事	配線等	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配線等の全体の	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 工事を伴わない製品の

	取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配線等工事	購入及び設置に係るもの (3) 建築物に取付けない外灯及び外構工事等
機器	耐震改修工事等に伴う機器の撤去、取替え又は新設工事	(4) インターネット、ケーブルテレビ等の接続工事
その他	その他市長が認めるもの	(5) 国等の補助金を受けるもの

別記

第1号様式 (第4条第1項)

第2号様式 (第4条第2項)

第3号様式 (第5条第1項)

第4号様式 (第5条第2項)

第5号様式 (第7条)

第6号様式 (第8条第1項)

第7号様式 (第8条第2項)

第8号様式 (第8条第3項)

第9号様式 (第9条第1項)

第10号様式 (第9条第2項)

第11号様式 (第9条第2項)

第12号様式 (第10条)

第13号様式 (第11条)

第14号様式 (第12条)

第15号様式 (第13条)

第16号様式 (第14条第2項)